

## 議案第 1 1 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年山陽小野田市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号」を「児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第2条 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山陽小野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

（山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山陽小野田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号参考資料

山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>